

## 第3章 基本理念と基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系

### 第3章 基本理念と基本目標

---

# 1 基本理念

## 市民一人ひとりが健康で、共に支え合う 安心・安全な地域社会の実現

市民一人ひとりが、生涯にわたって心身ともに健康で、  
年齢・性別・障がいの有無・社会的地位などにかかわらず  
個人として尊重されるとともに、地域住民同士や事業者、  
ボランティア団体、行政等が支え合い、誰もが住み慣れた地域で  
安心して暮らせる社会の実現を目指します。



## 2 基本目標

### 基本目標1：健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会の実現

市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康で、生きがいに満ちた生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

### 基本目標2：個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実

個人の権利が尊重され、誰もが公平かつ適切な福祉サービスを受けられる体制の充実を図ります。

### 基本目標3：共に支え合い、安心して暮らせる地域づくり

地域住民同士の支え合いや隣近所の助け合い、ボランティアやNPO等との連携、福祉サービス事業者の協力などにより、安全で、安心して、誰もが快適に暮らすことができる地域づくりを推進します。

### 基本目標4：福祉の心づくりと人材育成

生涯学習を通じた福祉教育の充実や、世代間交流の促進などにより、福祉への意識の高揚に努めるとともに、福祉を担う人材の育成を推進します。

### 【参考】八戸市健康と福祉のまちづくり条例

(基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、健康と福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 市民が生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいを持って生活を営むことができる社会
- (2) 市民が個人として尊重され、だれもが公平に健康福祉サービスを楽しむことができる社会
- (3) 市民が地域で支え合い、安全に、安心して生活を営むことができる社会
- (4) 市民が互いを思いやる気持ちを持つ、人にやさしい福祉社会

### 3 施策の体系

市民一人ひとりが健康で、共に支え合う安心・安全な地域社会の実現

基本目標1：健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会の実現

- 1) 適切なケアマネジメントの推進
- 2) 高齢者や障がい者等の社会活動支援
- 3) 地域医療の連携推進
- 4) ワーク・ライフ・バランスの実現

基本目標2：個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実

- 1) 自立支援と権利擁護の推進
- 2) 相談支援・情報提供体制の充実
- 3) きめ細かなサービスの提供と質の向上

基本目標3：共に支え合い、安心して暮らせる地域づくり

- 1) 地域の防災・防犯対策の充実
- 2) 住民同士が支え合う活動の促進
- 3) ボランティア・NPO活動の支援と協働の推進
- 4) 暮らしやすい環境の整備

基本目標4：福祉の心づくりと人材育成

- 1) 地域福祉を担う人材や団体等の育成、支援
- 2) 福祉教育の推進と福祉意識の醸成
- 3) 世代間交流の促進

## ■参考：八戸市健康と福祉のまちづくり条例について

### 八戸市健康と福祉のまちづくり条例とは？

市の健康・福祉に関する施策や事業を連携して、総合的に健康・福祉のまちづくりを推進するため、関連する計画や取組の指針として制定された条例です。

平成 19 年（2007 年）4 月 1 日施行に施行され、その後、関連する各計画は本条例の理念に沿った形で策定・見直しされています。

#### 【条例の構成】

目次	主な項目
前文	「協働で健康と福祉のまちを創造する」
第 1 章 総則（1-8 条）	基本理念、市民・事業者・市の役割
第 2 章 健康福祉施策の基本方針（9-18 条）	関係分野の連携・充実、福祉意識の醸成
第 3 章 健康と福祉のまちづくりの推進 第 1 節 市民、事業者及び市の協働（19-21 条） 第 2 節 健康福祉サービスの提供（22-25 条） 第 3 節 生活環境の整備（26-31 条）	市民や事業者の自主的活動の促進 サービス提供の原則、相談支援体制の整備 施設の整備・利用支援、安全安心な生活の確保
第 4 章 健康福祉審議会（32 条）	健康福祉政策の推進を図る審議会の設置
第 5 章 雑則（33 条）	他の事項は市長が定める規定

### 八戸市健康福祉審議会について

福祉分野と保健分野の連携を強化し、総合的な施策の展開を図るため、八戸市健康と福祉のまちづくり条例に基づき、平成 19 年度に設置しました。関係する分野の施策や事業等について調査・審議して、市長に意見を述べるのが主な役割です。

本体会議のほか、下部組織として「部会」を置き、その部会の下部組織として「分科会」を置くことができます。

#### 【運営体制（平成 27 年度末現在）】

